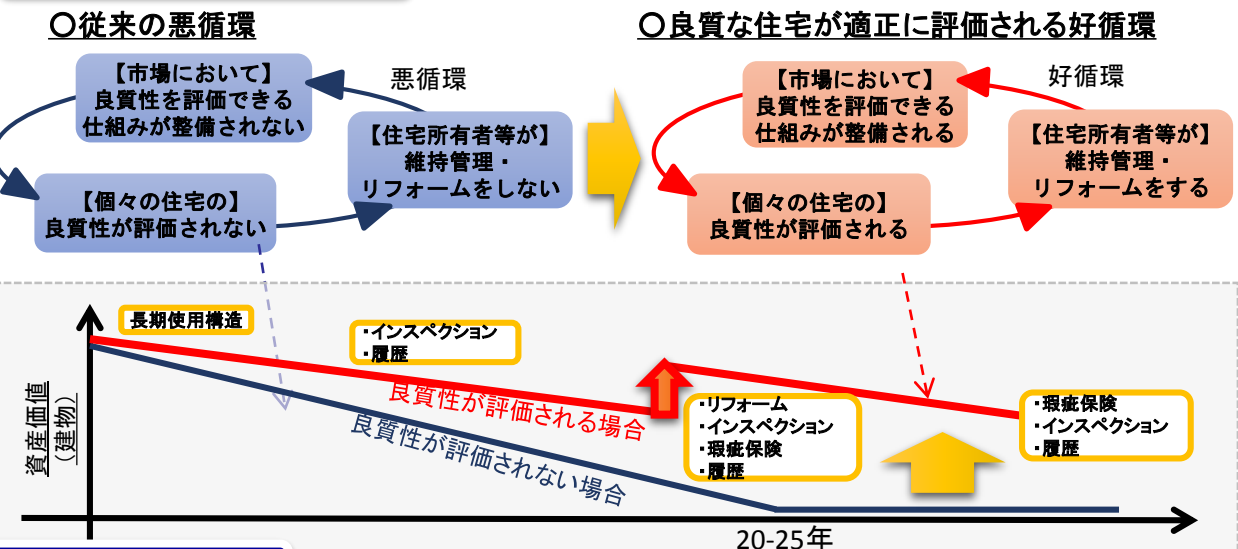


○住宅ストック維持・向上促進事業（①良質住宅ストック形成のための市場環境整備促進事業）

○現在の住宅市場は、良質な住宅ストックが適正に評価されず、維持管理・リフォームを行うインセンティブが働かない悪循環構造にある。

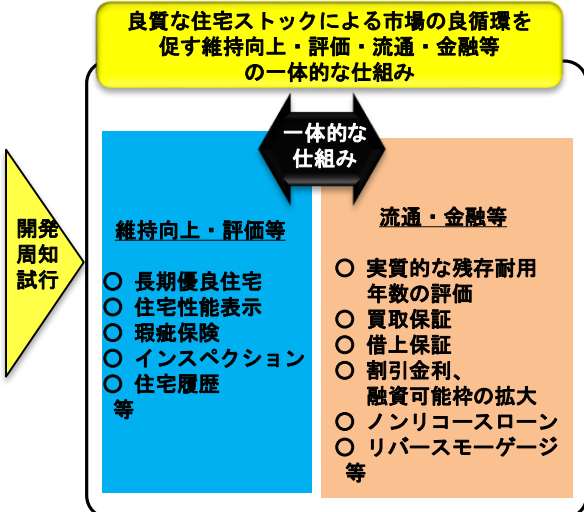
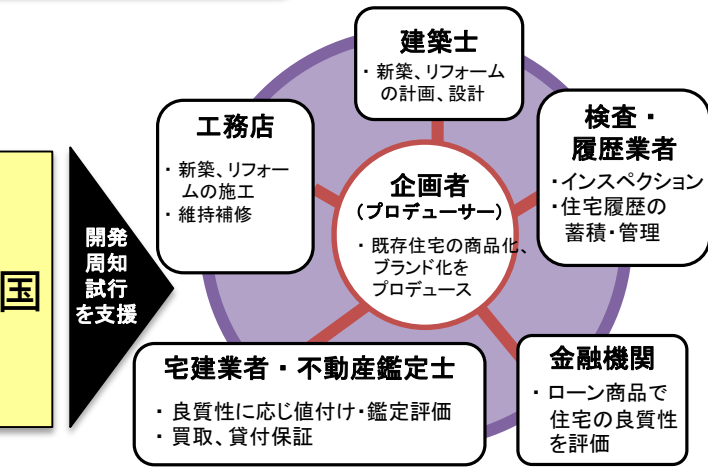
○長期優良住宅、住宅性能表示、瑕疵保険、インスペクション、履歴等を活用し、住宅ストックの維持向上・評価・流通・金融等の仕組みを一体的に開発・普及等する取組みに対し支援を行うことにより、良質な住宅ストックが適正に評価される市場の好循環を促す。

1. 現状の課題と方向性



2. 事業イメージ

＜関係主体が連携した協議会＞



3. 事業概要

【事業主体】
関係主体が連携した協議会

【補助対象・補助率・補助上限】

(1) 開発・普及に係る費用【上限2000万円／事業、補助率：定額】
(例)

- ・建物の価値の維持向上に資する項目や、そのインスペクションの方法、実施時期の検討
- ・開発する金融商品の対象住宅の質、融資可能額等の要件の検討
- ・チラシの作成、ホームページの改修、事業者や消費者への説明会開催等を通じた仕組みの周知 等

(2) 試行に係る費用【上限100万円／戸】

①住宅の質の適切な維持・向上に要する経費【補助率：定額】

- ・インスペクションの実施（今後10年間の実施分を含む）
- ・住宅履歴の作成（今後10年間の実施分を含む）
- ・瑕疵保険への加入（中古流通・リフォーム時に限る）
- ・維持管理計画の作成（中古流通・リフォーム時に限る）

②開発する仕組みに対応するための質の向上に要する経費【補助率：1／3】

- ・新築（掛かり増し分）
- ・リフォーム

【要件】
提案事業において、企画性・商品性、新規性、実現可能性、継続可能性等があること。